

岩手県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（鶴住居地区）
- 3 事業地
  - （1）収用の部分 釜石市鶴住居町第13地割、第15地割及び第16地割の各一部
  - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年3月29日から平成31年3月31日まで